

## 第 29 期

平成31年4月1日から平成32年3月31日まで

### I. 法人の全体的事項

公益財団法人船橋市中小企業勤労者福祉サービスセンターは、市内の中小企業勤労者の労働福祉の充実に寄与し、大企業との格差是正を図るため、中小企業が単独では実施しがたい総合的な福祉事業を実施する専門機関として、平成4年に船橋市が財団法人として設立した。

その後、平成20年12月の公益法人制度改革関連法の施行に伴い、平成23年4月1日からは公益財団法人へと移行した。

以来、公益財団として受益の効果が広い範囲に及ぶよう、「福利厚生事業」及び「特定退職金共済事業」並びに「勤労市民センター管理運営事業」等を通して、より良いサービスの提供・利用率の向上に努めている。

### II. 事業活動方針

#### 1. 福利厚生事業

利用者が年々増加している定期健康診断受検助成金などの健康維持増進事業や、スポーツ観戦、観劇、各種入場券等要望の多い自己啓発・余暇活動事業について、より多くの会員が利用できるようにする。

また、連携事業では千葉市及び野田市のサービスセンターと共催している独身者交流会の他にも、全国各地のサービスセンター間の連携事業等の情報を得ながら、事業の検討を行う。この他、更に利用者サービス及び利便性の向上を図るためソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用を検討する。

会員の拡大については、広報活動を進めていくとともに、未加入事業所等の訪問及び同業種の連絡会等に出向き、当財団の福利厚生事業の内容を説明し加入促進を図っていく。

#### 2. 特定退職金共済事業

単独では退職金制度をもつことが困難な中小企業の事業所に対し、従業員の退職後の生活基盤の安定など福祉の向上を図るとともに、中小企業の振興に寄与す

ることを目的として実施する。また、退職金制度の普及促進を図ることにより、地域経済の健全な発展に資するよう加入拡大に一層努める。

### 3. 勤労市民センター管理運営事業

船橋市から指定管理者の指定を受け管理運営を行っている船橋市勤労市民センターの会議室等について、公平な運営と利用者の平等な利用の確保等に重点を置きながら、適正かつ効率的な運営に努めていく。

また、「運営協議会」や「利用者アンケート」等の意見を参考にしながら施設の利用環境の改善を図っていく。

この他W i - F i の導入や、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）の活用の検討により、更なる利用者サービス及び利便性の向上を図る。

## III. 事業内容

### 1. 福利厚生事業（（公1）（公2）（公3）（公4）（他1））

#### （公1）生活安定事業

##### （1）生活安定事業

##### ① 物資割引購入事業

書店協同組合、飲食店等と提携し会員証提示により低廉な価格で商品購入等をあつ旋する。この他良質な商品を割引価格であつ旋する。

##### ② 融資あつ旋等事業

中央労働金庫船橋支店と提携し、以下の融資並びに利子補給を実施する。

#### ア. 生活資金融資

教育、り災、病気その他不時の出費のための生活資金について、低利な融資をあつ旋する。

- ・融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・融資の対象者 勤続1年以上・入会6ヵ月以上経過者
- ・融資利率（信用保証料含む） 3.0%（年率）
- ・償還期間 60ヵ月以内（元利均等割賦償還）

#### イ. 育児休業期間及び家族介護休業期間生活安定資金融資あつ旋

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に基づく休業勤労者に対し、生活資金として低利な融資をあつ旋する。

- ・融資限度額 100万円（1万円単位）
- ・融資の対象者 育児休業者または家族介護休業者

- ・融資利率（信用保証料を含む） 2. 7 % (年率)
- ・償還期間 60 ヶ月以内（元利均等割賦償還）

ウ. 融資を受けている者に対する利子補給

上記ア、イの融資に対し「(年率) 1. 0 %」の利子補給を行う。

③ 老後生活安定事業

老後生活に必要な知識や情報の提供のため、社会保険労務士による相談及び講座を開催する。

④ 財産形成事業

会員等のライフサイクルに対応した財産形成計画について、社会保険労務士による相談及び講座を開催する。

(2)労働時間短縮促進事業

労働時間短縮の促進について、社会保険労務士による相談及び講座を開催する。

(公2) 健康維持増進事業

(1)スポーツ施設等の割引あつ旋・利用助成事業

会員等の健康の維持増進を支援するため、割引提携を行っているスポーツ施設や健康施設などにおいて、一般より低廉な価格での利用や入場券のあつ旋を実施する。

(2)レクリエーション・健康事業

会員の健康の維持増進及び家族や友人などとの充実した時間の確保を支援するため健康ウォーキング、ボウリング大会などのスポーツ大会等を実施する。

(3)健康診断等助成事業

会員の健康の保持を支援するため以下の助成を実施する。

① 人間ドック

人間ドック 助成額表	
10,000円以上20,000円未満	2,000円
20,000円以上30,000円未満	3,000円
30,000円以上50,000円未満	5,000円
50,000円以上	8,000円

② 生活習慣病予防健診者（政府管掌健康保険等）への助成

生活習慣病予防健診 助成額表		
一般健診	(事業所へ助成)	800円
付加健診 (会員本人負担部分のみ助成)	5,000円以上10,000円未満	1,000円
	10,000円以上20,000円未満	2,000円
	20,000円以上30,000円未満	3,000円
	30,000円以上	5,000円

③ 定期健康診断を実施した事業所への助成

・助成額 年1回 1人 800円

④ ストレスチェックを実施した事業所への助成

・助成額 年1回 1人 300円

⑤ 肺炎球菌ワクチン接種への助成（65歳以上を対象）

・助成額 年1回 1人 1,500円

⑥ インフルエンザワクチン接種への助成（65歳未満を対象）

・助成額 年1回 1人 500円

(4)健康講座の開催等事業

会員等の健康維持増進を支援するため、健康の維持増進に関する講座、また、生活習慣病のリスク等を啓発する健康セミナーなどを開催する。

(5)情報・資料提供事業

会員及びその家族が、健康で明るい家庭生活を送れるよう、健康の維持増進に関する情報や資料を提供する。

・健康カレンダーの作成・配布 3,500部

(公3) 自己啓発・余暇活動事業

(1)割引提携事業

割引提携を行っているレジャー施設やホテル等において、会員証の提示や割引利用券により、低廉な価格で利用できるなどの割引事業を実施する。

(2)施設利用助成事業

宿泊施設等の利用及び推奨旅行などを利用したとき利用料の一部を助成する。

① 契約宿泊施設、契約旅行会社代理店

1年を通じて、1泊につき会員2,500円、登録家族1,200円を最大6泊まで助成する。

## ② 推奨旅行

契約している旅行代理店の企画する旅行を年3回推奨旅行として指定し、各々1回につき以下の金額を助成する。

- ・日帰り旅行 会員2,500円 会員家族1,000円
- ・国内泊付き旅行 会員4,000円 会員家族2,500円
- ・海外旅行 会員10,000円 会員家族6,000円

## (3)入場券あつ旋事業

会員及びその家族が低料金で観劇・スポーツ観戦、映画鑑賞等ができるよう入場券をあつ旋する。

- ・千葉ロッテマリーンズシーズンシート
- ・千葉ジェッツシーズンシート
- ・クボタスピアーズ 指定席

## (4)生涯学習等助成事業

### ① 生涯学習助成

生涯学習等自己啓発のため、各種講座を受講した会員に対し、受講費用の一部を助成する。

- ・助成額 1回 2,000円 1人 年2回

### ② サークル活動助成

会員が友人などと余暇を利用したサークル活動に対し、活動費の一部を助成する。

- ・助成額 1団体 25,000円 (限度額)

## (5)自主企画事業

会員等の充実した時間の確保、健康づくり、自己啓発及び余暇活動を支援するため、自主企画の各種事業を行う。

### ① 会員の集い 年1回

### ② 文化・その他の事業

- ・独身者交流会 年1回 (千葉市勤労者 SC、野田市 SC 共催)
- ・各種教室 年1回
- ・家族映画会等 年2回
- ・グルメ&テーブルマナー 年1回
- ・花火大会観覧 年1回
- ・親子体験学習 年1回

## (公4) 情報提供事業

### (1) 情報誌発行事業

#### ○ガイドブック等の発行及び配布

各種事業の利用促進を図るため、提携施設、利用方法及び手続き等を総合的に掲載したガイドブックを発行及び配布する。

- ・ガイドブック 2年に1回

#### ○情報誌発行及び配布

各種事業の参加の促進を図るため、家族や友人同士が気軽に参加できる各種イベントや観劇チケット等の募集情報を掲載した情報誌(FCSニュース)を発行及び配布する。

- ・FCSニュース 年6回(奇数月)

#### ○パンフレット発行及び配布

会員加入及び各種事業の利用促進を図るため、当法人の紹介、福利厚生制度の内容等掲載したパンフレット等が発行及び配布する。

### (2) ホームページ運営事業

会員の加入及び各種事業の利用促進を図るため、当法人の紹介、福利厚生制度の内容、提携施設、ガイドブック及びFCSニュースなどを掲載すると共に、募集している事業やチケットの入券状況等をリアルタイムで掲載する。

### (他1) 共済給付事業

会員が不慮の事故又は人生の節目等に際し、相互扶助の精神で死亡弔慰金、疾病見舞金及び祝金等の慶弔金を給付する。

給付金の種類	給付金額
勤続祝金(10年・15年・20年・25年・30年)	5,000円
結婚祝金	20,000円
出産祝金	5,000円
入学祝金(小・中学校)	5,000円
成人祝金(会員本人・満20歳)	5,000円
還暦祝金(会員本人・満60歳)	5,000円
傷病見舞金	
休業14日以上30日未満	10,000円
休業30日以上60日未満	15,000円
休業60日以上90日未満	20,000円
休業90日以上120日未満	30,000円
休業120日以上	45,000円

死亡弔慰金	
疾病による死亡（会員本人・71歳未満）	100,000円
疾病による死亡（会員本人・71歳以上）	50,000円
不慮の事故等で死亡（会員本人）（上記に加算）	50,000円
交通事故で死亡（会員本人）（上記に加算）	100,000円
配偶者	20,000円
子（妊娠7か月以上）	10,000円
親（同居の有無は問わず、配偶者の親も含む）	5,000円
重度障害・障害見舞金	
不慮の事故等（1級～14級）	2,000円～50,000円
交通事故（上記に加算）（1級～14級）	4,000円～100,000円
住宅災害見舞金	
火災等	
全焼・全壊	100,000円
半焼・半壊	90,000円以内
一部焼・一部壊	30,000円以内
自然災害	
全焼・流失	30,000円
半壊	15,000円
一部壊	3,000円以内
床上浸水	1,000円～15,000円
同居の親族の死亡	10,000円

## 2. 特定退職金共済事業（公5）

### （公5）特定退職金共済事業

会員の退職後の生活基盤の安定、勤労意欲の向上及び雇用の安定を図るため、特定退職金共済事業を実施する。

#### <事業内容>

- (1)加入対象事業所…船橋市内のすべての事業所
- (2)加入対象年齢……15歳以上85歳未満の従業員（パートタイム労働者及び使用人を兼務する役員を含む）
- (3)掛金の負担……事業主の全額負担
- (4)掛金の設定……1口（1,000円）から30口（30,000円）まで1口単位で自由に選択できる。
- (5)掛金の変更……加入後、途中での増額または減額の変更ができる。  
（一定の制限あり）
- (6)退職一時金……加入者が退職したとき、掛金の納付月数に応じて退職一時金を本人に支給する。掛金保障型の制度としている。

(7)退職一時金と年金との選択……………

10年以上の加入者は、一時金または年金（10年間）の選択ができる。

(8)遺族一時金……………加入者が死亡したとき、掛金の納付月数に応じて遺族一時金を支給する。

(9)解約手当金……………契約が解除されたときは、解約手当金を加入者に支給する。

### 3. 勤労市民センター管理運営事業（（公6）（他2）（収1））

#### （公6）（他2） 勤労市民センター管理運営事業

会議室、ホール等について、専門的知識や技能等の普及、健康づくりなどの公益目的のために利用する団体への貸与を行うとともに、施設を効率的に運営するため、公益目的以外のために利用する団体への貸与も行う。

また、勤労市民センター設置理念に基づき、勤労者や市民の利用しやすい施設として管理運営するとともに、非常災害時の宿泊可能施設として、近隣施設と積極的に連携・協力し安心・安全の確保に努める。

さらに利用者の意見を運営に反映させ、適正かつ効率的な運営及び更なる利便性の向上に努め、広報や民間メディア及びホームページ等で情報提供を行い、利用促進を図る。

利用促進に向けた具体的な事業として、以下の事業を開催する。

- ・ 高齢者や勤労者の方を対象としたストレッチやヨガ等の健康体操
- ・ ライフプラン講座や語学講座、マナー講座、囲碁将棋等教室の開催
- ・ ホールを活用したジャズやクラシック等のコンサート

#### （収1） 売店等貸与事業

勤労市民センター利用者の利便性の向上を図ることを目的として、センターの施設の一部について飲食系専門業者に貸与するとともに、飲料水の自動販売機及び利用者用コピー機を設置する。